

令和2年2月農業委員会総会議事録

日 時 令和2年2月28日（金曜日）議事開始 午前8時55分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 谷口 克美 尾山 實文 田方 説夫 田上 みゆき
竹下 助範 稲田 優 下原 小枝子 栗下 章二
岩屋 美智子 田中 雄策

【推進委員】 山口 長徳 伊地知トシ子 高谷 千代子 溝添 トミ子
吉留 律子 宮田 吉人 津口 えりこ 山之内 秀樹
上畠 勝 赤川 リク子 永前 茂則 福迫 久利
中津 ゆみ子 園田 義保

欠席委員

【推進委員】 川口 三雄 宮原 美實 増田 賢造 杉元 義男

事務局職員

事務局長	吉留 伸也	事務局長補佐	鳥澤 庄司
農地調整係長	川上 大輔	農地調整係主任主事	松下 理恵
農地調整係主事	池田 哲也	農地調整係主事	加藤 雅也

畜産農政課職員

農政企画係主査 貴嶋 誠也

議 題

- 報告第22号 農地等の合意解約について
- 報告第23号 農用地利用配分計画について
- 報告第24号 2アール未満の農地転用届出について
- 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第58号 農用地利用集積計画について
- 議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第61号 非農地証明願いについて
- 議案第62号 耕作放棄地の非農地判断について
- 議案第63号 農業振興地域整備計画変更の協議について
- 議案第64号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

事務局長　それではただいまから令和2年2月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

谷口会長　【あいさつ・・・・】

谷口議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。川口委員、宮原委員、増田委員、杉元委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。よって、ただ今の出席者は24人で定足数に達しております。

谷口議長　これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、田上委員と栗下委員を指名いたします。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第22号から報告24号及び議案第57号から議案第64号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

谷口議長　議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第22号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　報告第22号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は23件でございます。議案書2ページをご覧ください。

令和2年2月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。まず、整理番号1番については、同世帯の方が相続したため、貸借を継続する必要がないため、解約するものです。今後も、同様の方が耕作するとの事です。

整理番号2番については、担い手変更のため解約するものです。解約後は、所有者の親戚が管理する予定です。

整理番号3番については、耕作が不便なため解約するものです。解約後は、所有者が管理していくとの事です。

整理番号4番から7番については、JAの農地利用集積円滑化事業による貸借を解約し、農地中間管理事業での貸借に移行するものです。

整理番号8番については、借り手の申出により解約するものです。解約後は、所有者の方が管理しますが、その後の利用については検討中とのこと。

続いて整理番号9番から11番については、JAの農地利用集積円滑化事業による貸借を解約し、農地中間管理事業での貸借に移行するものです。

整理番号16番については、別の担い手に売買するため解約するものです。

整理番号21番についても、別の担い手に売買するため解約するものです。

整理番号22番及び23番についても、同じ借り手に売買をするため、解約するものです。以上、ご報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、次に報告第23号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 報告第23号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和元年度12月総会で委員の皆様にご審議して頂いた案件であり、令和2年2月1日付けで県知事より許可が下りた案件をご報告するものでございます。内訳としましては27件の85筆、109,188㎡となっております。詳細につきましては、4ページから10ページ記載のとおりです。以上、報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、次に報告第24号「2アール未満の農地転用届について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 報告第24号「2アール未満の農地転用届について」ご報告いたします。今月の届出件数は1件でございます。12ページをご覧ください。2アール未満の農地転用届につきましては、自己所有農地2アール未満を農業用施設用地に転用する場合、農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条第1項第1号に規定される転用の制限の例外に該当するため、許可不要となるので届出書が提出されたものであります。場所が大字〇〇、田1筆、1,476㎡の内120㎡を農地への進入路として利用されるとの事です。立地基準につきましては、農地区分は第1種農地、都市計画関係は区域内・用途指定なし、農振区分は区域内・農用地でございます。以上、ご報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第57号についてご説明いたします。13ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転13件、貸借6件、合計19件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については概略ご説明いたします。14ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、573㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。

整理番号2番、田3筆、1,169㎡の贈与です。15ページをご覧

ください。

整理番号3番、田1筆、302㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。こちらは、増田委員の掘起しです。また、備考欄に記載がありますように、農振農用地外農地となりますので、権利取得後、農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積10アール要件を満たします。

整理番号4番、畑1筆、365㎡の贈与です。16ページをご覧ください。

整理番号5番、田1筆、畑2筆、計3筆、計9,121㎡の贈与です。

整理番号6番、田2筆、468㎡の贈与です。こちらは、備考欄に記載がありますように、農振農用地外農地となりますので、権利取得後、農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積10アール要件を満たします。

17ページをご覧ください。

整理番号7番、畑1筆、518㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号8番、畑1筆、1,198㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号9番、畑1筆、968㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

18ページをご覧ください。

整理番号10番、畑2筆、1,612㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは、伊地知委員の掘起しです。また、備考欄に記載がありますように、農振農用地外農地となりますので、権利取得後、農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積10アール要件を満たします。

整理番号11番、田1筆、905㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

19ページをご覧ください。

整理番号12番、畑1筆、194㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

20ページをご覧ください。

整理番号13番、田6筆、2,006㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続いて、貸借について説明いたします。21ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、1,328㎡の使用貸借です。こちらは、期間

満了に伴う再設定です。

整理番号2番、田2筆、1, 730㎡の賃貸借です。借賃は年総額〇〇円です。22ページをご覧ください。

整理番号3番、田1筆、943㎡の使用貸借です。23ページをご覧ください。

整理番号4番、田3筆、2, 568㎡の賃貸借です。借賃は10アールあたりモミ〇〇俵です。

整理番号5番、田1筆、畑1筆、計2, 596㎡の賃貸借です。借賃は年総額モミ〇〇俵です。こちらは、期間満了に伴う再設定です。24ページをご覧ください。

整理番号6番、田1筆、1, 623㎡の賃貸借です。借賃は10アールあたり〇〇円です。

以上、所有権移転13件、貸借6件、計19件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第57号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々をお願いしております。各委員から報告をしていただきます。整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

谷口議長 稲田委員。

稲田委員 それでは整理番号1番につきまして、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされたおらず、周囲は水田地帯です。日照・接道・排水は良好ですが、形状は三角形の小区画不整形の圃場です。今回、隣接地の所有者である受人への売買の話がまとまったとの事がございます。申請農地周辺は、現在、基盤整備と農地集積に取り組んでいる場所であります。続きまして、受人の営農状況ですが、〇〇自治会で稲作主体の専業農家で後継者はおります。後継者は、会社員ですが土日は実家

の農作業を手伝い、定年後は実家の跡を継ぐとの事でした。所有農地の管理は行き届いている事から、地域との調和については適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を宮田委員に願ひします。

宮田委員 議長。

谷口議長 宮田委員。

宮田委員 それでは整理番号2番につきまして、ご報告いたします。受人と渡人との関係は〇〇同士です。申請農地は〇〇自治会内にあります。一箇所目は、国道沿いで周囲は宅地となっています。基盤整備はされていません。少し遊休農地化しています。日照・接道は良好ですが、用排水は不良です。農地の管理はしていくとの事です。二箇所目は県道から少し西に入ったところで基盤整備はされていませんが、周囲は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。続きまして、受人の営農状況ですが、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。現在、〇〇に勤務されていますが、土日は農業をしています。定年後は、農業に専念するとの事です。後継者はおります。所有農地の管理は行き届いている事から、地域との調和については適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に15ページの整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を増田委員に願ひしていましたが、本日、欠席のため、事務局に願ひします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 それでは整理番号3番につきまして、増田委員より調査報告書を預かっておりますので、代読いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでおりません。申請農地周辺は、水田と宅地が混在しております。日照、接道、用排水は良好です。権利取得後は、水稻や小菜園として露地野菜を作りたいとのことです。続きまして、譲受人について

報告いたします。譲受人は、〇〇自治会で水稻主体の兼業農家です。兼業ですが、農業にも一生懸命に取り組んでおられ、農地の管理も行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を赤川委員にお願いいたします。

赤川委員 議長。

谷口議長 赤川委員。

赤川委員 それでは整理番号4番につきまして、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周囲は畑と宅地が混在しています。日照・接道・排水は良好です。続きまして、受人の営農状況ですが、前松原自治会で稲作主体の兼業農家で後継者はおります。権利取得後は、小菜園として利用していくとの事です。所有農地の管理は行き届いている事から、地域との調和については適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号5番の大字〇〇の土地を下原委員に、大字〇〇の土地を田上委員に、申請人「受人」の確認を福迫委員にお願いいたします。まず、下原委員にお願いいたします。

下原委員 議長。

谷口議長 下原委員。

下原委員 それでは整理番号5番の大字〇〇の農地につきまして、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされており、周囲は基盤整備済の水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に田上委員にお願いいたします。

田上委員 議長。

谷口議長 田上委員。

田上委員 それでは整理番号5番の大字〇〇の農地につきまして、ご報告いたしま

す。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周囲は畑作地帯です。道路を挟み、北側と南側にそれぞれ1筆ずつあります。まず、道路南側の農地についてご報告いたします。区画は正方形で良好です。日照・排水も良好ですが、接道がありません。続いて、道路北側の農地についてご報告いたします。農地の形状は、ほぼ四角形で良好です。北側が山林と接していますが、日照は良好です。接道・排水は良好です。現在、栗が作付けされておりました。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に福迫委員にお願いします。

福迫委員 議長。

谷口議長 福迫委員。

福迫委員 それでは整理番号5番の受人につきまして、ご報告いたします。受人の営農状況ですが、〇〇自治会で稲作・露地野菜・栗の複合経営の専業農家です。地域との調和については、水稻については畦畔や用水路の管理等適切に管理しており、畑や栗なども適切に剪定されており、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に16ページ整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を福迫委員にお願いします。

福迫委員 議長。

谷口議長 福迫委員。

福迫委員 それでは整理番号6番につきまして、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。2筆ですが、現況は1筆でした。基盤整備はされていませんが、毎年水稻が作付けされているとの事でした。受人の自宅の隣接地となります。周囲は宅地に囲まれています。日照・接道・用排水は良好です。続きまして、受人の営農状況ですが、〇〇自治会で稲作と露地野菜の専業農家で後継者もおります。地域との調和については、受人は、営農に一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理も行き届いている事から、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に17ページの整理番号7番の土地を中津委員に、申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いします。まず、中津委員にお願いします。

中津委員 議長。

谷口議長 中津委員。

中津委員 それでは整理番号7番の農地につきまして、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていなくて、周囲は宅地と畑が混在しています。農地の形状は細長い農地ですが、日照・接道・排水は良好です。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に溝添委員にお願いします。

溝添委員 議長。

谷口議長 溝添委員。

溝添委員 それでは整理番号7番の受人につきまして、ご報告いたします。受人の営農状況ですが、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。後継者は、いらっしゃいます。権利取得後は露地野菜を作付けするとの事でした。所有農地の管理は行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号8番の土地及び申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いします。

溝添委員 議長。

谷口議長 溝添委員。

溝添委員 それでは整理番号8番につきまして、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、周辺一帯は畑に囲まれています。農地の形状は良好です。日照・接道・排水も良好です。続きまして、受人の営農状況ですが、〇〇自治会で稲作主体の専業農家で後継者もおります。権利取得後は、里芋を作付けするとの事でした。地域との調和については、受人は、営農に一生懸命に取り組み、所有農地の管理も行き届いている事から、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号9番の土地及び申請人「受人」の確認を川口委員にお願いしていましたが、本日、欠席のため、事務局にお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 それでは整理番号9番につきまして、川口委員より調査報告書を預かっておりますので、代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周囲は畑作地帯で農地のひろがりの中央にあり、日照、接道、排水は良好です。ここは令和2年度の〇〇地区畑かんの整備区域内であります。続きまして、受人について、報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作主体の兼業農家ですが、後継者もおおり、営農にも一生懸命に取り組んでおられ、所有農地も良く管理されていることから、地域との調和については、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしくお願いします。

谷口議長 次に18ページの整理番号10番の土地及び申請人「受人」の確認を伊地知委員にお願いします。

伊地知委員 議長。

谷口議長 伊地知委員。

伊地知委員 それでは整理番号10番につきまして、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、周辺一帯は畑作地帯です。農地の形状・日照・接道・排水は良好です。続きまして、受人の営農状況ですが、〇〇自治会で繁殖牛主体の兼業農家です。現在、畜産農家の所で働きながら、自宅で繁殖牛2頭を育てているとの事です。権利取得後は、飼料作物を作付けするとの事でした。地域との調和については、受人は、営農に一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理も行き届いている事から、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

谷口議長 次に整理番号11番の土地を岩屋委員に、申請人「受人」の確認を山之内委員にお願いします。まず、岩屋委員にお願いします。

岩屋委員 議長。

谷口議長 岩屋委員。

岩屋委員 それでは整理番号11番の農地につきまして、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周囲一帯は水田地帯ですが、基盤整備はされていません。形状は良く、日照・接道・用排水は良好です。現在は耕運されてきました。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に山之内委員にお願いします。

山之内委員 議長。

谷口議長 山之内委員。

山之内委員 それでは整理番号11番の受人につきまして、ご報告いたします。受人の営農状況ですが、〇〇自治会で稲作と繁殖牛の複合経営の兼業農家です。地域との調和については、受人は兼業農家ですが、営農に一生懸命に取り組みされており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくご報告いたします。

谷口議長 次に19ページ整理番号12番の土地を杉元委員にお願いしていましたが、本日、欠席のため事務局に、申請人「受人」の確認を栗下委員にお願いします。まず、事務局にお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 それでは整理番号12番の農地につきまして、杉元委員より調査報告書を預かっておりますので代読いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。周辺は畑です。現在は何も作付けされていませんが、取得後は野菜を作付けする予定です。日照・接道・排水には問題ありません。以上、報告します。

谷口議長 次に栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

谷口議長 栗下委員。

栗下委員 それでは整理番号12番の受人につきまして、ご報告いたします。受人の営農状況ですが、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。地域との調和

については、受人は兼業農家ですが、営農に一生懸命に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号13番の土地及び申請人「受人」の確認を尾山委員にお願いいたします。

尾山委員 議長。

谷口議長 尾山委員。

尾山委員 それでは整理番号13番につきまして、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺一帯は基盤整備の無い水田地帯です。一部宅地と接しています。農地の形状は不整形ですが、日照・接道・用排水は良好です。権利取得後は、水稻と一部野菜を作付けするとの事でした。続きまして、受人の営農状況ですが、〇〇自治会で水稻主体の兼業農家です。自宅に隣接している事から購入するとの事でした。地域との調和については、受人は、兼業ですが営農に一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理も行き届いている事から、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 続きまして、21ページの貸借整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を岩屋委員にお願いいたします。

岩屋委員 議長。

谷口議長 岩屋委員。

岩屋委員 それでは整理番号1番につきまして、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺一帯は水田地帯で基盤整備はされていませんが、農地の形状は良好です。日照・接道・用排水も良好です。続きまして、受人の営農状況ですが、〇〇自治会で水稻主体の専業農家です。渡人との関係は親戚との事です。受人は、所有農地の管理は行き届いており、水路清掃なども積極的に取り組まれている事から、地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を園田委員にお願いします。

園田委員 議長。

谷口議長 園田委員。

園田委員 それでは整理番号2番につきまして、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は良好です。日照・接道・用排水も良好です。一箇所目は宅地に接しています。二箇所目は、周囲は水田地帯です。今までは渡人が受人に作業委託していたのを今回、正式に貸借をする事となったそうです。続きまして、受人の営農状況ですが、〇〇自治会で水稻主体の兼業農家です。受人は、兼業ですが営農に一生懸命に取り組まれ、畦畔や所有農地の管理も行き届いている事から、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に22ページの整理番号3番の土地を園田委員に、申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いします。まず、園田委員にお願いします。

園田委員 議長。

谷口議長 園田委員。

園田委員 それでは整理番号3番の農地につきまして、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周囲一帯は水田地帯ですが、基盤整備はされていません。受人の所有農地と隣接しています。農地の形状は不整形です。日照は良好ですが、接道・用排水はやや不良です。申請農地周辺はこれから基盤整備に取り組もうとしているところがございます。権利取得後は、水稻が作付けできなければ、飼料作物を作付けするとの事です。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に溝添委員にお願いします。

溝添委員 議長。

谷口議長 溝添委員。

溝添委員 それでは整理番号3番の受人につきまして、ご報告いたします。受人の

営農状況ですが、〇〇自治会で稲作主体の専業農家で後継者はいらっしゃいます。地域との調和については、地域の水路清掃なども積極的に取り組み、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を吉留委員に願ひします。

吉留委員 議長。

谷口議長 吉留委員。

吉留委員 それでは整理番号4番につきまして、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、農地の形状は不整形です。日照・接道・用排水は良好です。周囲は水田と宅地が混在しています。続きまして、受人の営農状況ですが、〇〇自治会で水稻主体の兼業農家です。受人は高齢ですが、営農に一生懸命に取り組み、畦畔や所有農地の管理も行き届いている事から、地域との調和については、適切で何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に23ページ整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を杉元委員に願ひしていましたが、本日、欠席のため、事務局に願ひします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 それでは、整地番号5番につきまして、杉元委員より調査報告書を預かっておりますので代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺は畑と田が混在しています。受人の自宅の近くになります。、畑は里芋の作付け準備中で、田は、現在、イタリアンが作付けされており、収穫後は、飼料稲を作付けする予定です。続きまして、受人の営農状況ですが、受人は〇〇自治会の稲作主体の専業農家です。所有農地の管理も良く行き届いており、地域との調和については、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

谷口議長 次に24ページの整理番号6番の土地を田上委員に、申請人「受人」の確認を事務局にお願いします。まず、田上委員にお願いします。

田上委員 議長。

谷口議長 田上委員。

田上委員 それでは整理番号6番の農地につきまして、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は良好です。周辺は水田地帯で接道・用排水は良好です。日照は、東側と南側が山林であるため、あまり良くありません。現在は、イタリアンが作付けされており、管理も良好でした。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に事務局にお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 それでは整理番号6番の受人について報告いたします。受人は、現在、〇〇市に住んでいますが、会社に勤めながら実家で水稻などの農業をしている兼業農家です。先月、父が亡くなったため、今後、後を継いで、専業で農業に取り組みたいと話しておりました。渡人との関係は、他人です。権利取得後は、水稻を作付けするとの事でした。これまでも、実家の農業に一生懸命に取り組んでおり、農地の管理も行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はない

ということでございます。

従いまして、計19件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

谷口議長　ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第57号の審議に入ります。貸借整理番号2番の受人は〇〇委員のご主人です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

谷口議長　それでは、ただ今から貸借整理番号2番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。貸借整理番号2番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

谷口議長　それでは、貸借整理番号2番を除く議案第57号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

尾山委員　議長。

谷口議長　尾山委員。

尾山委員　18ページの整理番号10番につきまして、伊地知委員にお尋ねいたします。先ほど報告の中で牛2頭飼っているとの事でしたが、議案書では牛の頭数が記載されていませんが、どういう事でしょうか。

伊地知委員　議長。

谷口議長 伊地知委員。

伊地知委員 実際、牛2頭を飼っているので議案書が間違っています。

尾山委員 議長。

谷口議長 尾山委員。

尾山委員 議案書の修正をお願いします。

谷口議長 実際、牛2頭を飼っているという事で修正をお願いします。他に質疑はありませんか。

山之内委員 議長。

谷口議長 山之内委員。

山之内委員 24ページの整理番号6番について、お尋ねいたします。受人は〇〇の方と事務局から説明がありましたが、〇〇からかけてくる事になるかと思いますが、えびの市内に申請農地以外に農地を持っているのかお聞きします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 ただいまの山之内委員のご質問にお答えいたします。受人は現在〇〇にお住まいですが、今、現在、えびの市に帰ってきています。実家が専業農家でこちらに記載されています経営面積は実家の経営面積となります。

山之内委員 議長。

谷口議長 山之内委員。

山之内委員 管理はできるのでしょうか。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 説明が不十分でしたが、受人は会社勤めだったんですが、会社を辞めてえびの市で専業農家をするとの事でした。

谷口議長 山之内委員、よろしいでしょうか。

山之内委員 よろしいです。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

尾山委員 議長。

谷口議長 尾山委員。

尾山委員 先ほどの質問に対して、補足説明いたしますが、現地を見ましたが、きれいに管理されていました。

山之内委員 わかりました。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第57号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。それではここでしばらく休憩をいたします。

(10分間休憩)

谷口議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に議案第58号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第58号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。25ページをご覧ください。今月の計画件数は50件で、内訳は、所有権移転9件、利用権設定41件となっております。利用権設定においては、農地中間管理事業が17件となっております。申出人の住所・氏名、期間、備考欄に関しましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていただきます。はじめに、所有権移転関係についてご説明いたします。26ページをご覧ください。

整理番号1番、畑2筆、3, 189㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田2筆、3, 733㎡の売買となります。価格は総額

〇〇円です。28ページをご覧ください。

整理番号3番、田4筆、畑2筆、4,850㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、畑2筆、1,377㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。29ページをご覧ください。

整理番号5番、田3筆、14,901㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。こちらは農地売買等事業即売タイプとなります。先月総会で譲渡人より公社へ所有権移転があったものを、今回、公社より譲受人へ所有権移転を行うものです。山口委員の掘起しとなります。

30ページをご覧ください。

整理番号6番、畑1筆、981㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。ここで誠に申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。整理番号7番の譲渡人の住所ですが、えびの市大字〇〇の〇〇の字が印刷されておられません。加筆をお願いいたします。また、掘起しが山之内委員でしたが、記載が漏れていましたので備考欄に「掘起し山之内委員」と加筆をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

整理番号7番、田2筆、3,011㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。山之内委員の掘り起しです。31ページをご覧ください。

整理番号8番、畑2筆、6,640㎡の売買となります。価格は10アール当たり〇〇円です。

整理番号9番、田2筆、997㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。上畠委員の掘起しとなります。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、今月も借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。35ページをご覧ください。

整理番号1番、田11筆、畑5筆、8,569㎡の賃貸借です。38ページをご覧ください。

整理番号2番、田11筆、9,434㎡の賃貸借です。39ページを

ご覧ください。

整理番号3番、田2筆、733㎡の賃貸借です。

整理番号4番、田2筆、2,021㎡の賃貸借です。40ページをご覧ください。

整理番号5番、田1筆、2,416㎡の賃貸借です。

整理番号6番、田3筆、3,621㎡の賃貸借です。41ページをご覧ください。

整理番号7番、田2筆、3,573㎡の賃貸借です。44ページをご覧ください。

整理番号8番、田10筆、7,800㎡の賃貸借です。山口委員の掘起しとなります。意見書の添付がございます。将来的には所有権移転まで持っていきたいとのことがございます。46ページをご覧ください。

整理番号9番、田9筆、畑2筆、6,058㎡の賃貸借です。48ページをご覧ください。

整理番号10番、田5筆、4,029㎡の賃貸借です。

整理番号11番、畑1筆、2,500㎡の賃貸借です。50ページをご覧ください。

整理番号12番、田8筆、8,537㎡の賃貸借です。51ページをご覧ください。

整理番号13番、田2筆、4,712㎡の賃貸借です。

整理番号14番、田1筆、2,843㎡の賃貸借です。永前委員の掘起しとなります。52ページをご覧ください。

整理番号15番、田3筆、畑1筆、4,550㎡の賃貸借です。吉留委員の掘起しです。53ページをご覧ください。

整理番号16番、田3筆、1,896㎡の使用貸借です。

整理番号17番、田2筆、4,203㎡の賃貸借です。55ページをご覧ください。

整理番号18番、田6筆、3,774㎡の賃貸借です。56ページを

ご覧ください。

整理番号19番、田3筆、2, 343 m²の賃貸借です。57ページをご覧ください。

整理番号20番、田4筆、8, 591 m²の賃貸借です。

整理番号21番、田2筆、4, 443 m²の賃貸借です。58ページをご覧ください。

整理番号22番から38番は農地中間管理事業となりますので、その旨の説明は省略させていただきます。

整理番号22番、田1筆、1, 447 m²の賃貸借です。

整理番号23番、田3筆、2, 288 m²の賃貸借です。59ページをご覧ください。

整理番号24番、田1筆、1, 333 m²の賃貸借です。整理番号25番、田1筆、1, 308 m²の賃貸借です。

整理番号26番、田1筆、3, 021 m²の賃貸借です。60ページをご覧ください。

整理番号27番、田1筆、2, 990 m²の賃貸借です。62ページをご覧ください。

整理番号28番、田10筆、6, 577 m²の賃貸借です。63ページをご覧ください。

整理番号29番、田3筆、1, 818 m²の賃貸借となります。

整理番号30番、田1筆、2, 957 m²の賃貸借となります。64ページをご覧ください。

整理番号31番、田2筆、7, 065 m²の賃貸借となります。68ページをご覧ください。

整理番号32番、田16筆、畑1筆、21, 228 m²の賃貸借となります。69ページをご覧ください。

整理番号33番、畑1筆、2, 163 m²の賃貸借となります。70ページをご覧ください。

整理番号34番、田7筆、3, 768㎡の賃貸借となります。71ページをご覧ください。

整理番号35番、田4筆、3, 809㎡の賃貸借となります。72ページをご覧ください。

整理番号36番、田1筆、423㎡の賃貸借となります。

整理番号37番、畑1筆、368㎡の賃貸借となります。80ページをご覧ください。

整理番号38番、畑32筆、29, 134㎡の使用貸借となります。

整理番号39番、田1筆、1, 020㎡の賃貸借となります。永前委員の掘起しとなります。81ページをご覧ください。

整理番号40番、田4筆、5, 213㎡の賃貸借となります。82ページをご覧ください。

整理番号41番、田1筆、424㎡の賃貸借となります。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議方、よろしくお願いたします。

谷口議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。議案第58号の審議に入ります。利用権利設定整理番号14番及び39番の受人は〇〇委員のご子息です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

谷口議長 　それでは、ただ今から利用権設定整理番号14番及び39番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいた

します。利用権設定整理番号14番及び39番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

谷口議長 次に利用権設定整理番号38番の渡人は〇〇委員のご主人です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

谷口議長 それでは、ただ今から利用権設定整理番号38番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。利用権設定整理番号38番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

谷口議長 それでは、利用権設定整理番号14番、38番、39番を除く議案第58号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

稲田委員 議長。

谷口議長 稲田委員。

稲田委員 51ページの利用権設定整理番号13番の受人についてですが、〇〇と記載されていますが、〇〇ではないですか。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 さきほどの稲田委員のご質問にお答えいたします。大変、申し訳ありません。〇〇さんではなく、〇〇さんです。事務局の入力錯誤ですのでご訂正をお願いします。

谷口議長 お手元の議案書の訂正をお願いいたします。他に質疑はありませんか。

山之内委員 議長。

谷口議長 山之内委員。

山之内委員 56ページの利用権設定整理番号19番の渡人の年齢についてですが、〇〇歳と記載されていますが確か〇〇歳ぐらいだと思いますが、どうでしょうか。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 渡人が〇〇の方なので住民登録外のため、システムでは年齢が不明でした。市内の方は年齢が分かりますが、市外の方は年齢が不明のため、申請書に記載された年齢を記載したところですが、〇〇歳に見えますが、〇〇歳にも見えます。どちらが本当かわからないところです。

山之内委員 私は渡人をよく知っているんですよ。

事務局 それでは〇〇歳にご訂正をお願いいたします。

谷口議長 山之内委員がよく知っている人という事ですので〇〇歳に訂正をお願いします。他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第58号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第58号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。次に、議案第59号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第

60号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第61号「非農地証明願いについて」、議案第62号「耕作放棄地の非農地判断について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第59号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。84ページをご覧ください。

整理番号1番、申請地は大字〇〇、畑3筆、39,577㎡のうち8,420㎡を畜舎用地として申請するものです。農地区分が農業振興地域内農用地ですが、農業振興地域整備に関する法律第4条第6項ただし書き及び同法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため農地以外のものにするため、農地の転用の不許可の例外的農地法施行令第4条第1項第1号ロ「農業振興地域整備に関する法律第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。」に該当すると判断しております。工事期間は令和2年7月1日から11月30日までとなっております。事業費については、畜舎建築費〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水については、雨水は地下浸透及び西側既存側溝へ排水するとの事です。また、糞尿については、既存の堆肥舎で処理するとの事です。85ページをお開きください。

続きまして、議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は6件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。86ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑2筆、753㎡を杉の植林用地として申請するものです。今回の申請は、申請地の南側に隣接している山林419㎡と合わせての計画になります。全体の事業計画面積は1,171

m²となります。権利関係は贈与です。工事期間は令和2年4月1日から4月30日までとなっています。事業費につきましては、杉苗代が〇〇本で〇〇円を全額自己資金により対応するとの事でございます。排水につきましては、雨水は地下浸透で処理するとの事です。

続きまして、整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、145m²を進入路用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年4月10日から4月30日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、雨水は地下浸透で処理するとの事です。

続きまして、整理番号3番、場所が大字〇〇、田1筆、499m²を一般個人住宅用地として申請するものです。農地区分が第1種農地となっておりますが、農地法施行令第4条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条第1項第4号に規定される第1種農地の不許可の例外、集落接続に該当すると判断しております。権利関係は売買です。工事期間は令和2年8月1日から12月31日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、計〇〇円を全額融資により対応するとの事です。排水につきましては、生活排水は合併浄化槽で処理後、西側側溝へ排水します。雨水も西側側溝へ排水します。市建設課と協議済です。87ページをご覧ください。

整理番号4番、場所が大字〇〇、田1筆、606m²を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年4月15日から6月30日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建設費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、雨水は地下浸透で処理します。

続きまして、整理番号5番、場所が大字〇〇、畑1筆、765m²を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間

は令和2年4月15日から6月30日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建設費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、雨水は地下浸透で処理します。

続きまして、整理番号6番、場所が大字〇〇、畑1筆、402㎡を一般個人住宅用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年4月10日から7月30日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金により対応するとの事です。排水につきましては、生活排水は合併浄化槽で処理後、東側側溝へ排水します。雨水も同様です。市建設課と協議済です。88ページをご覧ください。

続きまして、議案第61号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は3件でございます。申出人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。89ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田2筆、4,433㎡です。申請理由は原野です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,213㎡です。申請理由は原野です。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、149,223㎡のうち74,224㎡です。申請理由は山林です。90ページをご覧ください。

続きまして、議案第62号「耕作放棄地の非農地判断について」ご説明いたします。今月の非農地判断件数は8件です。案件の農振区分が区域内農用地となっていますが、農振担当と協議済でございます。91ページをご覧ください。

整理番号1番から3番までは場所が近隣の為、併せてご説明いたします。場所が大字〇〇、畑3筆、5,752㎡です。現況は山林と原野です。

続きまして、整理番号4番と5番は場所が隣接している為、併せてご説明いたします。場所が大字〇〇、田2筆、2,431㎡です。現況は原野

です。92ページをご覧ください。

続きまして、整理番号6番から8番までは場所が隣接している為、併せてご説明します。場所が大字〇〇、田3筆、4, 749㎡です。現況は原野です。以上、ご審議方、よろしくお願いたします。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第59号から第62号については、27日、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員会から報告をお願いします。

竹下第2小委員長 議長。

谷口議長 竹下第2小委員長。

竹下第2小委員長 それでは、第2小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、2月27日に、委員9名、事務局3名の計12名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。今回の議案は、4条1件、5条6件、非農地証明願3件、非農地判断8件でございます。それでは議案ごとに内容をご説明いたします。

農地法第4条の議案第59号、整理番号1番についてご説明いたします。整理番号1番については、当日が牛の導入日であったため、現地調査を実施できませんでした。先般、事務局と県が現地調査を行った時の現地写真と航空写真から判断しました。申請人は市内で畜産業を営む法人です。今回、300頭の増頭を計画しており、新たに畜舎を建築したく、申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇地区公民館から北に約400mのところのところに位置します。申請地の状況は、周囲は申請人所有の宅地や農地に囲まれており、周辺農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、農地法第5条の議案第60号、整理番号1番についてご説明いたします。譲渡人は申請地で果樹の栽培をしておりましたが、高齢になり、娘である譲受人に譲って、山林として管理するため申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から北東に約700mのところのところに位置します。申請地の状況は、周囲は山林等に囲まれており、農地はないこと

から影響はまったくないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番についてご説明します。譲受人は所有農地への進入路を確保したく、譲渡人に相談したところ、承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から東に約400mのところに位置します。申請地の状況は、譲受人と譲渡人所有の農地に隣接して、南側に農地がありますが、農地の方が高いので農地に対する影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番についてご説明します。譲受人は現在、貸家住まいですが、住宅が手狭になったため、住宅を建築したく土地を探していたところ、適地をみつけたので所有者である譲渡人に相談したところ、承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から西に50mのところに位置します。申請地の状況は、周囲は市道と譲受人の父が所有する農地に接しており、農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号4番についてご説明いたします。譲受人は、県外の太陽光発電事業を営む法人です。今回、売電事業がしたく適地を探していたところ、適地をみつけたので所有者である譲渡人に相談して、承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から南東に約100mのところに位置します。申請地の状況は、北側は山林、西・東側は宅地、南側は農地に接していますが、農地からすると北側になるため、日照等影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号5番についてご説明いたします。譲受人は、整理番号4番の譲受人と同じとなります。今回、売電事業がしたく適地を探していたところ、適地をみつけたので所有者である譲渡人に相談して、承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から東に約200mのところに位置します。申請地の状況は、周囲は全て宅地の

ため、農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号6番についてご説明します。譲受人は現在、貸家住まいですが、住宅が手狭になったため、適地を探していたところ、適地をみつけたので所有者である譲渡人に相談して、承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から南東に約600mのところに位置します。申請地の状況は、周囲は宅地と市道に囲まれており、農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、非農地証明願いの議案第61号、耕作放棄地の非農地判断についての議案62号についてご説明します。今月の非農地案件の11件につきましては、議案第61号整理番号1番、2番については現地調査を実施し、それ以外の案件については事務局が用意した航空写真、現地写真で判断しました。全案件とも、山林化、原野化しており、周囲の農地への影響もないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、農地法第4条申請1件、農地法第5条申請6件、非農地証明願い3件、非農地判断8件、計18件については、慎重・審議しました結果、第2小委員会は、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。皆さまにご審議をお願いいたしまして、第2小委員会の報告を終わります。

谷口議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定

に係る取扱基準に合致していると判断いたします。また、非農地判断につきましても市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第59号から第62号の計18件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

谷口議長　ただ今、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

山口委員　議長。

谷口議長　山口委員。

山口委員　ちょっと確認をいたします。86ページの議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号2番ですが、この進入路につきまして、申請地南側の所有者の方が進入路として利用していて、これまで毎年年末にもち米を所有者である渡人の方に収めていましたが、今回、進入路の東側の所有者である受人の方が取得されるという事ですが、申請地南側の耕作者の方が進入路を利用できなくなる恐れがあります。私は、受人のところに外向き、進入路を取得されても申請地南側の耕作者の利用を妨げないでくださいとお願いしましたが、（元々、受人と申請地南側の耕作者は道路を挟んで、住宅が隣接していますが、仲が悪いのでお互いが見えないように木戸口を反対側にするほど仲が悪い。）2～3時間話しをしましたが、回答をもらえませんでした。そこで事務局にも相談した件ですが、申請書の中でそれに対する回答などが記載してあるか、確認いたします。

谷口議長　事務局。

事務局　ただいまの山口委員の質問に対して、ご回答いたします。転用申請が提出される前に事務局に相談がありましたので、山口委員にお願いした訳ですが、回答をもらえなかったところです。その後、転用申請書を司法書士が提出される時に、書士からも相談があったので、転用する事で周辺の耕作者の方に影響がないようにして欲しいと話をしました。その結果、

申請書に「現に耕作の為に本件土地を利用している隣接者の通行は認めます。」と記載してもらいましたので記載どおりにいくと事務局では判断しましたので、今回、転用申請を受け付けて、議案として提出したところです。以上でございます。

谷口議長 山口委員よろしいでしょうか。

山口委員 はい。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第59号から第62号に対する第2小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第59号から第62号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。議案第59号及び第60号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第61号及び第62号は、お諮りのとおり決定いたします。それではここでしばらく休憩をいたします。

(10分間休憩)

谷口議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に議案第63号「農業振興地域整備計画変更の協議について」を議題といたします。畜産農政課から説明をお願いします。

畜産農政課 議長。

谷口議長 畜産農政課。

畜産農政課 それでは議案第63号について、ご説明いたします。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2「市が農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更をしようとするときは、市長は農業委員会の意見を聴くものとする。」との規定

に基づき、議案を提出するものです。それでは、別紙内容書について、ご説明いたします。

1 ページめくっていただいて、変更案件の位置図となります。変更になる場所を示しています。中山間直接支払制度関係での編入案件が多いようです。次のページをめくっていただいて、編入の一覧でございます。変更理由や地番・所有者名が記載されていますが、個別案件ごとに説明いたします。6 ページをご覧ください。

編入案件 1 番ですが、場所は〇〇地区の畑かん事業区域内でございます。この地区の水利組合は畑かんの水利組合に移行しますが、そうすると個別に水稻を作付けされている方々が水を取れなくなってしまうので、畑かんの事業区域内にいれる必要性があるため、白地から農用地へ編入する事で水が供給されるとの事でございます。このことにつきましては、川口委員が個別に区域内を見回って、もれがないかを確認していただきまして、今回、編入に至ったしだいでございます。6 ページの案件 1 から 1 6 ページの案件 6 までが畑かん事業の対象地にするための編入となります。畑かん事業と直接関係がなくても水を利用するには、農用地に編入する必要があります。

続きまして、1 8 ページの案件 7-1 から 2 0 ページの案件 7-2 について、場所は〇〇地区になります。中山間直払対象地と記載していますが、こちらにつきましては、中山間地域等直接支払事業実施に伴う編入となります。中山間地域等直接支払事業の対象となる農地については、急傾斜地の水田で 1 / 2 0、2 0 メートル行くと高さが 1 メートル上がる傾斜のある水田、いわゆる棚田と呼ばれるところにつきましては、1 0 アールあたりにつきまして、2 万 1 千円が交付される事業です。事業対象要件が農用地となるので今回、地区で 5 年毎の集落協定の見直しに伴う事業区域拡大のため、白地から農用地へ編入する次第です。1 9 ページをご覧ください。現地写真になりますが、黄色に囲っているところが対象地です。ご覧のとおり棚田となっています。次に 2 0 ページをご覧ください。案件

7-2ですが、21ページをご覧ください。こちらも棚田となっています。

続きまして、22ページをご覧ください。案件8になります。場所は〇〇地区となります。畑かん事業が実施されたのですが、先ほど編入案件1で説明しましたが、畑かん対象区域の水利組合は畑かんの水利組合へ移行するため、事業に直接関係なくても水を利用するには、農用地でないといけないので編入する案件です。23ページをご覧ください。現地写真です。

続きまして、24ページをご覧ください。案件9となります。場所は〇〇地区となります。農業用施設用地への編入となります。〇〇地区で地籍調査が実施されました。調査の結果、宅地部分と畜舎部分が明確に分ける事ができましたので、それに伴いまして、住宅地部分と畜舎の事業用地部分と分けて課税する事になりました。そのため事業用地については住宅特例がないため、固定資産税が高くなることから農業用施設用地へ編入すれば、農業用施設用地部分について固定資産税が軽減されるという事です。25ページをご覧ください。畜舎が建っています。

続きまして、26ページをご覧ください。案件10となります。場所は〇〇地区で農業用施設用地への編入です。こちらも27ページに現地写真がありますが、現況はすでにロール置場となっており、そのままでは、事業用地として課税する事になることから、農業用施設用地に編入するものです。

続きまして、除外案件です。29ページをご覧ください。案件11となります。場所は〇〇地区となります。既存事業用地の拡張という事です。30ページをご覧ください。事業計画図ですが、すでに車両用回転場として造成されています。農業振興地域整備計画では、農用地の端であるため、除外はやむを得ないとの判断となります。31ページをご覧ください。現地写真ですが、すでに利用されているところです。

続きまして、32ページをご覧ください。案件12となります。場所は〇〇地区です。太陽光発電施設で括弧して、崩落防止用地となっています。

なぜかと言いますと、33ページをご覧ください。土地利用計画図ですが、上半分にクレーン駐車場用地、下半分に太陽光発電設備設置と記載しています。これらの部分は非農地なので問題はありませんでしたが、西側にある農地も一緒に造成しないと崩落する危険があるため、造成したとの事でした。34ページをご覧ください。現地写真です。法面部分が元農地です。

続きまして、35ページをご覧ください。案件13となります。場所は〇〇地区となります。すでに倉庫が建築してありますが、まだ、農地のままであったという事です。こちらの案件も農業振興地域整備計画では、農用地の端であるため、除外はやむを得ないとの判断となります。36ページをご覧ください。土地利用計画図となります。37ページをご覧ください現地写真です。現況は倉庫・作業場・庭木が植栽されており、農地への復元はむずかしいと判断しました。黄色で囲った部分が案件13となります。

続きまして、38ページをご覧ください。案件14となります。場所は〇〇地区となります。特高変電施設と記載されて、皆様には聞きなれないかと思いますが、正式には特別高圧変電施設という事です。実は、〇〇にある市が所有している土地で太陽光発電施設を建設する計画がありますが、そこで6千6百ボルトの高圧電流を発電して、農免道路沿いに繋いで〇〇地区にある鉄塔に接続する計画です。鉄塔に接続する訳ですが、接続するのは、6万6千ボルトまで電圧を上げないと接続できないので鉄塔のすぐ近くで電圧を上げる特別高圧変電施設を設置するとの事です。施設については、39ページをご覧ください。鉄塔の東側に特別高圧変電施設があり、ここから3本の電線を鉄塔に接続して電流を流すとの事です。40ページをご覧ください。現地の写真となります。写真から見て周囲が農地なので農地のど真ん中、4面農用地だと思われるかもしれませんが、農業振興地域整備に関する法律施行規則第8条第4条の5第1項第23号の規定により、公益性の高いと認められる事業に係る施設に該当するので

農地自体は農用地とする事が適当な土地に含まれない土地に該当するとの事で除外するものでございます。

続きまして、41ページをご覧ください。案件15でございます。場所は〇〇地区となります。周囲は全て山林で所有者も高齢で農地として管理していくのは困難であるという事から植林したいとの申出によるものです。

42ページをご覧ください。現地写真となります。ご覧のとおり周囲は山林です。

続きまして、44ページをご覧ください。案件16でございます。場所は〇〇地区です。農業委員会での非農地証明書発行に伴うものでございます。農用地の端であるため、除外は問題ないとの判断となります。

45ページをご覧ください。現地写真となります。ご覧のとおり、すでに竹が生えているので農地としては、利用するには、困難であると思われま

す。

続きまして、46ページをご覧ください。案件17でございます。場所は〇〇地区です。農業委員会での非農地証明書発行に伴うものでございます。農用地の端であるため、除外は問題ないとの判断となります。

47ページをご覧ください。現地写真となります。隣の宅地と一体化して庭木が植栽されています。周囲の田への影響はないと思います。

続きまして、48ページをご覧ください。案件18でございます。場所は〇〇地区です。農業委員会での非農地証明書発行に伴うものでございます。農用地の端であるため、除外は問題ないとの判断となります。迫地の一番奥にありますが、三方が山林と接していて、農地として復元するのは困難だと思います。49ページをご覧ください。現地写真となりますが、ご覧のとおりとなります。以上、ご審議方よろしくお願ひします。

谷口議長　ただ今、畜産農政課より説明がありました。これより議案第63号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

福迫委員　議長。

谷口議長 福迫委員。

福迫委員 40ページですが、高圧電流が流れるとの事ですが、人体に影響はないのかお聞きします。〇〇市では携帯電話の基地局で電波が人体に影響を及ぼすとの話を聞きますが、どうなんでしょうか。

畜産農政課 議長。

谷口議長 畜産農政課。

畜産農政課 人体に影響が無いよう、鉄塔の高さが設定されています。人体に直接は影響はないようですが、鉄塔の下は電波障害になるほど磁力が発生します。

谷口議長 福迫委員よろしいでしょうか。

福迫委員 議長。

谷口議長 福迫委員。

福迫委員 わかりました。次に44ページ案件16ですが、確か私が農地相談員の時に利用状況調査で調査したことがあります。確か、非農地にしようとした時に畑かんの事業計画区域で畑かん計画区域からの除外は大変むずかしいと聞いたのですが、ここが畑かんの事業計画区域内か、お聞きします。

畜産農政課 議長。

谷口議長 畜産農政課。

畜産農政課 農業振興地域内農用地区域内にある農地を除外する場合は、必ず畑かんの事業計画区域内にあるかないかを確認しています。今回、農業委員会に対して、農業振興地域整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき意見を求めています。農業振興地域整備に関する法律施行令第3条の規定に基づき土地改良区に対しても意見を求めていますので畑かんの事業計画区域内でないとの同意書をいただく予定でございます。以上です。

谷口議長 事前に調査がしてあるとの事だと思います。他に質疑はありませんか。
(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第63号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を

求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第64号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第64号について、ご説明いたします。ページをめくると対象者一覧がありますのでご覧ください。今月の証明願い件数は1件となっております。当該証明書は、生前一括贈与に係る納税猶予を受けるために3年に一度、税務署に提出すべき書類です。先月、1月の総会でも市内の対象者については議案審議していただいたところですが、本案件の対象者はえびの市及び〇〇で経営を行っており、対象農地もそれぞれにあることから税務署からそれぞれで証明書を提出するよう指導がありました。そのため、今回、議案として提出されたものです。えびの市に所有している対象農地については、事務局で農業経営を行っているかどうか確認し、〇〇分については、〇〇農業委員会に確認いたしましたが、特段問題も無く、すでに証明書は交付済という事でしたので何ら問題ないと判断しているところです。以上、ご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第64号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前11時48分